

佐賀県気候変動対応緊急支援事業

気候変動に適応した栽培体系への転換に取り組む園芸農業者を対象に、気候変動対策に必要となる資材・機械・設備等の導入を支援します。

I 対象者

農業者が組織する団体(原則3戸以上)

II 事業構成及び対象品目

- ・施設野菜気候変動対応緊急支援事業(施):施設野菜
- ・露地野菜気候変動対応緊急支援事業(露):露地野菜
- ・果樹気候変動対応緊急支援事業(果):果樹
- ・花き・地域特産作物気候変動対応緊急支援事業(花・特):花き、特産
- ・茶気候変動対応緊急支援事業(茶):茶

III 支援内容

① 資材導入支援

・補助率:事業費(税別)の2/3以内

対象資材	補助上限	留意点
遮光ネット	130千円/10a	
遮熱ネット	200千円/10a	赤外線を反射又は吸収する機能を有するものに限る
遮熱塗布剤	100千円/10a	
高機能被覆資材※1	330千円/10a	ハウスの外張りフィルムとして、散乱光又は赤外線反射機能を有するものに限る



遮光・遮熱ネット

※1
対象事業は、施設野菜(雨よけ野菜のみ対象)及び花き、特産

⚠ 消費税、施工費及び同等の機能を持つ資機材への単純更新は補助対象外
1ほ場・施設につき導入できる資材は、対象資材のうち1種類のみ

② 機械等導入支援

・補助率:事業費の2/3以内

対象機械・装置等	内容	対象事業※2
簡易灌水資機材	灌水チューブ、タンク、タンクを設置するための土台(パレット等)、送水ポンプ、フィルター	露、果、花・特
換気装置	循環扇、工場扇、取り付け型天窗	施、花・特
外気導入装置	送風機、ダクト、フィルター 等	施、花・特
イチゴ苗冷蔵処理設備	イチゴ苗の冷蔵処理(株冷・夜冷)を行う設備 等	施
イチゴ育苗方式の転換に必要な設備	【育苗方式の転換】 ・雨よけ育苗への転換(雨よけ無し→雨よけ有り) ・育苗ベンチの育苗棚(金網→エキスパンドメタル等)の転換 ・育苗ハウスの灌水方法(頭上灌水→株元灌水)の転換	施
果樹冷蔵設備	果樹の冷蔵貯蔵設備や果樹の貯蔵専用で使用している施設に設置する冷蔵ユニット及び既存の断熱能力を補強するための簡易的な断熱資材の設置、断熱塗料の塗布 等	果
露地野菜排水対策機械	補助もみ殻暗渠埋設機、サブソイラ、リターンデッチャ、スタブルカルチ、全層心土破碎機、レーザーレバラー	露
茶2段刈摘採ユニット	乗用管理機に取り付け可能な刈刃ユニットであり新芽を2箇所以上切断して収穫できるもの	茶

※2 事業によって対象となる機械・装置等は異なります

IV 募集期間

令和8年3月6日(金)～ 1次締切:3月25日(水)、2次締切:4月24日(金)、3次締切:6月19日(金)

V 主な要件

- (1) 受益農家が原則3戸以上(※1)
- (2) 面積要件
 - ① 資材導入支援: 受益農家1戸当たりの受益面積10a以上(※2)
 - ② 機械等導入支援
 - ・施設野菜、花き特産: 受益農家1戸当たりの受益面積3a以上
 - ・露地野菜: 事業実施主体における露地野菜作付面積が2ha以上(中山間は1ha以上)、かつ受益農家1戸あたりの露地野菜作付面積が30a以上であること(中山間地域は15a以上)
 - ・果樹: 受益農家1戸当たりの受益面積10a以上
 - ・茶: 受益農家1戸当たりの受益面積1ha以上(※3)
- (3) 成果指標を1つ選択し、事業実施後から2年後の具体的な目標を設定し、その実現が見込めること
- (4) 導入技術の活用に係る研修会を実施し、栽培方法の改善等を行うものであること

- ※1 市町等の範囲において取組が少なく、かつ認定農業者や後継者など地域の担い手として認められる場合は、3戸未満でも可能
- ※2 育苗ハウスに導入する場合は、受益農家1戸当たりの受益面積(本圃)が10a以上
- ※3 中山間地域は1受益農家当たり50a以上(個人が事業実施主体となる場合は25a以上)

VI 応募から採択までの流れ

(1) 申請書の作成

申請書の様式は、「さが園芸888運動」HP(下記二次元コード)からダウンロードすることができます。

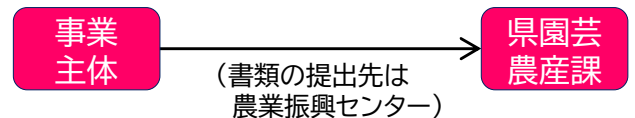


詳細については、補助金交付要綱及び事業実施要領をご確認ください。

(2) 応募先

事業計画書を最寄りの地域農業振興センター(杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター)に提出してください。

〔申請の流れ〕



(3) 支援対象事業の選定

応募された中から、県が計画内容を審査し、予算の範囲内で採択します。

書類の提出先

【各農林事務所地域農業振興センター】

- | | |
|--|--|
| ○佐城農業振興センター農業企画課
TEL: 0952-45-8881 | ○西松浦農業振興センター農業企画課
TEL: 0955-23-5106 |
| ○三神農業振興センター農業企画課
TEL: 0952-52-1290 | ○藤津農業振興センター農業企画課
(杵島農業振興センター農業企画課)
TEL: 0954-63-5115 |
| ○東松浦農業振興センター農業企画課
TEL: 0955-73-9347 | |

お問合せ先 ①上記各農業振興センター(農業企画課)

②佐賀県農林水産部 園芸農産課 ☎ 0952-25-7114

住所: 〒840-8570 佐賀市城内1-1-59

FAX: 0952-25-7308

電子メール: engeinousan@pref.saga.lg.jp